

令和6年能登半島地震(岐阜県内に避難されている方)

何でも無料電話相談

被災された皆様からのお電話を心よりお待ちしております



岐阜県弁護士会
Gifu Prefecture Bar Association

そのつらさひとりで抱え込まないで

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

家の修理か解体か
迷ってる…

被災した人の
所得税の減免制度
(雑損控除)
って？

令和6年2月19日から

電話受付
(専用番号)

058-214-2130

受付時間 平日10:00～16:00
(12:00～13:00除く)

- 電話受付後、担当の弁護士が折り返しのお電話をして、相談に応じます。
- 折り返しまでにお時間をいただくことがあります。
- お電話の際に、「**能登半島地震の相談**」とお伝えください。

災害に便乗した悪質業者等が出没し、高額な報酬や違約金を請求する事案が起きているようです。ご注意ください。

よく分からないときには絶対にその場で契約せず、ご相談ください。